

令和6年度 上田地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和6年8月29日(木)

No	懇談事項	説明	担当部課名
1	<p>町内会・自治会活動への現役世代・若い世代の参加推進について</p> <p>○市として、住民自治の基礎的組織である町内会・自治会のあり方にどのように関わり、市民に対してどのように意識啓発を行っているのかについて何うとともに、集合住宅やマンション居住者等、新たに住民になった方や若い住民の方の町内会・自治会への参加・参画意識の現状について共通理解し合い、上田地区での今後のまちづくりのあり方を考えていきたい。</p> <p>○人口減少や高齢化の進展する状況の中で、他の市町村や他の町内会・自治会における現役世代や若い世代の町内会活動への参加推進の事例等も紹介していただきながら、文教地区として位置付けられている上田地区の特色も生かした今後の有効な方策を探っていきたい。</p>	<p>町内会・自治会は、地域において日頃から顔の見えるつながりを育み、個人の力で対応することが難しい問題にも、細やかに対応することができる、市における市民協働の中核となる地域の組織であると認識しております。</p> <p>市では、盛岡が盛岡らしく在り続けるために、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する“市民協働”の推進を基本理念に掲げた「盛岡市地域づくり協働推進計画」に基づき、取組を進めております。市民意識の醸成としては、「広報もりおか」や市の地域協働情報誌「つながる“わ”」を活用した地域活動の情報発信など様々な取組を行っております。</p> <p>また、町内会・自治会への加入促進を図るため「不動産協会との協定締結」により、アパート等の賃貸借契約時に「加入案内チラシ」を不動産業者から契約者へ配布し、持続可能な町内会等の活動を支援しておりますほか、地域の課題解決には、コミュニティ推進地区の要請を受け、地域課題の解決に向け、地域と一緒に考える地域課題アドバイザーを派遣しております。今後も、地域活性化や担い手不足の解消に向けた支援策の推進に努めてまいります。</p> <p>なお、町内会等の活動や運営への参加促進に関する取組事例について、次のとおり御紹介いたします。</p> <p><u>・パンフレットで町内会の情報公開</u></p> <p>札幌市の町内会では、大学生など若い世代にも町内会活動を理解してもらうことを目的に全世帯に、町内会会費の使い</p>	<p>市民部 市民協働推進課</p>

令和6年度 上田地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和6年8月29日(木)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>方や問い合わせ先、町内会行事を掲載したパンフレットを配布し、町内会の情報を開示し、オープンな運営に努めています。</p> <p>・若い世代を中心とした事業の企画・運営</p> <p>長橋町自治会では、後継者育成を目的として、多くの若い世代に役員を担ってもらい、学校や子ども会、PTAと共催した事業等、新しい発想に基づいた事業を企画・運営しております。</p>	
2	<p>盛岡市における「空き家」と「空き地」の現状と対策について</p> <p>○上田地区の「空き家」や「空き地」の現状について、市で実態把握が行われていれば、現状を共通理解したい。</p>	<p>平成27年度に、各町内会に協力いただき市内の問題のある空き家、空き地（以下「空き家等」と言います。）の実態調査を行い、その後は、市に相談が寄せられた空き家等の把握を行っております。</p> <p>これまで市が解決に向けて取り組んできた上田地区の空き家等の件数は、121件あり、このうち97件は、問題解決しております。これらの空き家等については、市から所有者に対し問題を解決するよう働きかけを行ってきたものであり、残りの空き家等についても、問題解決のため継続して現地確認等の取組を行ってまいります。</p>	<p>市民部 くらしの安全課</p>

令和6年度 上田地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和6年8月29日(木)

No	懇談事項	説明	担当部課名
	<p>○「空き家」については、平成26年に条例が制定されるなど適正化に向けた施策が進められているが、条例によって対策がどの程度進められているのか、現状を伺うとともに、その効果についてお伺いしたい。</p> <p>○「空き地」については、国も対策について検討を始めたとのことであるが、市として不法投棄や草木の繁茂、地域景観の悪化にもつながりかねない「空き地」をどのように把握し、今後、どのようにまちづくりに活用していくのか、意見を交わし合いたい。</p>	<p>平成26年に制定した条例では、本来所有者が自らの責任において空き家等を適正に管理しなければならないことを明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置について規定しています。</p> <p>市では、条例に基づき、相談等のあった空き家等の所有者を調査し、所有者に働きかけを行うことにより問題の解決を図っており、これまで実態調査や相談等で把握した空き家等について、市全体で約70%は、問題の解決に至っております。所有者に問題を解決するよう働きかけを行っても所有者が対応しない場合は、「指導」や「勧告」の措置を行っており、上田地区においても、「勧告」を行った結果、所有者が建物を解体し、問題が解決した案件があります。</p> <p>国では、土地政策研究会において令和6年7月に中間とりまとめを公表し、所有者が分かっている空き地への対策について、土地の有効利用と継続的な管理を実現するため、空き地等の利活用・管理の信用力ある担い手の確保、空き地等の農園・菜園、緑地等への計画的な利用転換、土地の適正管理のための是正と情報共有による災害や環境悪化の防止などに関して、新たな方策の導入を図り、総合的に施策を推進することを提言したところです。</p> <p>市では条例に基づき、空き地についても空き家と同様に所有者を調査することができるため、市に適正管理について相談等を寄せられた空き地についても、現地確認の上、現状を</p>	<p>市民部 くらしの安全課</p> <p>市民部 くらしの安全課</p>

令和6年度 上田地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和6年8月29日(木)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>所有者にお伝えし、草刈り等の管理を適正に実施するよう依頼することにより、問題解決を図ってまいります。</p> <p>また、単独では適正管理ができない所有者が、管理を委託できる民間事業者を見つけるのに役立つよう、令和6年度から空き家等の管理業務を行う民間事業者を市で登録し、所有者等に情報提供する制度（盛岡市空き家等対策協力事業者登録制度）を開始したところです。</p> <p>今後におきましては、人口減少、高齢化の中で、既成市街地における空き地・空き家等の低未利用土地が増加するものと予想されます。</p> <p>空き地については、例えば、隣接する土地との統合を推進して宅地を大きくすることで、ゆとりある住環境をつくることや、オープンスペースとして地域の活動や防災のために使うなどの方法が考えられます。</p> <p>いずれも地域の課題を踏まえながら、当該土地に関する方々や住民の皆様の合意と協力のもとで検討する必要があるものと考えております。</p>	<p>都市整備部 都市計画課</p>